

■税法上の優遇措置

当機構は、平成23年4月1日をもって、内閣総理大臣から「公益財団法人」の認定を受けたことにより、「特定公益増進法人」に該当することとなりました。特定公益増進法人に対する寄附金は、税法上、優遇措置の対象となります。

その年の寄附合計額のうち2,000円を超える金額につき適用されます。	
寄附金額 - 2,000円 = 所得控除額 ↑ (総所得金額等の40%相当額が限度)	
例	<p>≪10万円を寄附した場合の所得税減小額例≫ (ご参考)</p> <p>所得金額が330万円超695万円以下の方 : <u>19,600円</u> “ 695万円超900万円以下の方 : <u>22,540円</u> “ 900万円超1,800万円以下の方 : <u>32,340円</u></p>

以下の計算式の額を限度として、寄附金額を損金算入できます。													
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 特定公益増進法人に対する 寄附金に係る損金算入限度額 (資本金等の金額×0.375%+所得の 金額の6.25%)×1/2 </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">+</td> <td style="width: 40%; text-align: center;"> 一般寄附金に係る損金算入限度額 (資本金等の金額×0.25% +所得の金額の2.5%)×1/4 </td> </tr> </table>		特定公益増進法人に対する 寄附金に係る損金算入限度額 (資本金等の金額×0.375%+所得の 金額の6.25%)×1/2	+	一般寄附金に係る損金算入限度額 (資本金等の金額×0.25% +所得の金額の2.5%)×1/4									
特定公益増進法人に対する 寄附金に係る損金算入限度額 (資本金等の金額×0.375%+所得の 金額の6.25%)×1/2	+	一般寄附金に係る損金算入限度額 (資本金等の金額×0.25% +所得の金額の2.5%)×1/4											
例	<p>≪50万円を寄附した場合の損金算入額例≫ (ご参考)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">資本金</th> <th style="width: 15%;">所得の金額</th> <th style="width: 20%;">損金算入限度額</th> <th style="width: 50%;">損金算入額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円</td> <td>1,000万円</td> <td>40万円</td> <td><u>40万円</u></td> </tr> <tr> <td>1,000万円</td> <td>1,500万円</td> <td>58.75万円</td> <td><u>50万円(全額可)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 資本金1,000万円のご企業の場合、所得金額1,500万円以上あれば、50万円全額を損金算入することができます。 ※ 所得の金額とは、申告調整後の当期利益の額で、寄附金の額は含まれます。</p>	資本金	所得の金額	損金算入限度額	損金算入額	1,000万円	1,000万円	40万円	<u>40万円</u>	1,000万円	1,500万円	58.75万円	<u>50万円(全額可)</u>
資本金	所得の金額	損金算入限度額	損金算入額										
1,000万円	1,000万円	40万円	<u>40万円</u>										
1,000万円	1,500万円	58.75万円	<u>50万円(全額可)</u>										

■申告方法

確定申告書には、当機構が発行した領収証を添付する必要があります。

■お問い合わせ先

ご質問等につきましては、下記までお気軽にお問い合わせ下さい。

公益財団法人 国際人材育成機構 企画広報室 齋藤
 Tel:03-5645-5623 Eメール:kikakukoho-gm@imm.or.jp

ご記入いただきました個人情報は、内容確認が必要な場合のご連絡、入金確認後の領収書の発送のみに使用させて頂き、法令の規定に基づく場合を除き第三者に提供することはありません。